

第12号議案

平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）

平成26年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19,335千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,886,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月25日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義

北はりま消防組合消防施設整備基金条例の制定（要旨）

1 制定理由

消防体制整備計画に基づく車両更新及び高機能消防指令センター等の更新など消防施設整備には多額の経費が必要であることから、消防施設の整備資金の基金化を行い、計画的な事業執行と市町負担金の軽減を図るものです。

2 制定内容

- (1) 毎年度予算において定めた金額及び基金より生ずる収入額を基金として積立てます。
（第2条関係）
- (2) 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法で保管し、必要に応じ、有価証券に代えます。（第3条関係）
- (3) 基金運用からの収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入します。（第4条関係）
- (4) 管理者は、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて歳計現金に繰り替えて運用します。（第5条関係）
- (5) 基金は、目的の財源に充てる場合に限り、処分します。（第6条関係）

3 施行期日 公布の日

北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

平成26年人事院勧告において、官民の給与格差を考慮して、若年層に重点を置きながら幅広く給料表の水準の引き上げ（第1条関係）を行うとともに、給料表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合見直しにより、給料表の水準の引下げ等の改正（第2条関係）を行うことを勧告している。

北はりま消防組合においても、これらのことを基本姿勢とし、人事院及び兵庫県人事委員会の勧告、構成市町の給与改正の動向を踏まえ、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 第1条関係（公民較差等に基づく給与水準改定）

- ア 給料表の引上げ
- イ 通勤手当の引上げ
- ウ 勤勉手当の引上げ（0.15月分）

(2) 第2条関係（給与制度の総合的見直し）

- ア 給料表の引下げ
- イ 平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給
- ウ 単身赴任手当の引上げ

3 施行期日

- (1) 第1条の規定は公布の日から施行
- (2) 第2条の規定は平成27年4月1日から施行